

産後ケア事業に係る支援の充実を求める意見書

産後ケア事業は、令和元年母子保健法上に法定化され、事業実施については自治体の努力義務とされている。その後、令和3年の母子保健法の一部を改正する法律の施行を受けて、各自治体では、国が示した産後ケア事業ガイドラインに沿った形で規定を整備し、委託事業により、必要とする出産後1年を経過しない妊産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保が行われているところである。しかしながら、国の制度設計においてガイドラインを遵守するための施設整備費や運営上の基礎的支出に対応できる十分な基準額が明示されておらず、委託先が事業を安定してサービス提供できる体制の構築が困難で、各自治体では、委託先の確保に苦慮している現状がある。

さらに令和3年の母子保健法改正による対象期間の延伸に対応するためには、4か月以降の乳児を受け入れるための施設整備費をはじめ、児の保育等も必要となり、これらの経費は対象外となることから、この期間を除く受入しかされていない実態もある。

また、産後ケアを提供するための産婦人科や助産院等の委託施設の所在には、大きな偏りがあり、このことで生じる産後ケアを受けられるための産婦の移動は自己負担であり、居住地域によってサービスまでの格差が生じていることは大きな問題である。全国どこに住んでいても、母親たちが安定して一定水準の産後ケアを利用するためには、国の施策として条件整備および予算措置が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、産後ケア事業の実情を十分に認識され、地方自治体が妊産婦に対し安心して産み育てられる環境の整備を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1、全ての地方自治体において、十分な産前産後サポート、産後ケア体制が構築できるように、財政支援も含めて事業の充実を図ること。
- 2、地方自治体ごとの委託先の確保を支援し、地域に応じた適切な産後ケア事業が実施できるように広域での調整を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日

鹿児島県霧島市議会議長 阿多 己清

| | |
|----------|----------|
| 衆議院議長 | 細田 博之 殿 |
| 参議院議長 | 尾辻 秀久 殿 |
| 内閣総理大臣 | 岸田 文雄 殿 |
| こども家庭庁長官 | 渡辺 由美子 殿 |
| 厚生労働大臣 | 武見 敬三 殿 |
| 財務大臣 | 鈴木 俊一 殿 |